

（第七期）第3回南部町行財政運営審議会会議録

日時 令和5年7月31日（月）午後1時30分～午後3時30分

場所 南部町役場法勝寺庁舎 大会議室

出席委員：西谷公志、山本美樹子、山中文雄、糸田雅樹、佐伯正洋、山本尚人、
赤井伸江、山本明雄（委員敬称略）

出席者：町長、副町長、芝田子育て支援課長、石賀子育て支援課課長補佐、
大塚総務課長、本田総務課課長補佐、

配布資料： ○保育園関係

資料1（南部町行財政運営審議会への諮問にかかる検討事項の訂正について）

資料2（行財政運営審議会での建設費の試算の訂正）

資料3（運営費にかかる財源の試算比較）

資料4（統合保育園建設に係る町財政負担試算表）

資料5（設置形態の考え方）

○第五期行政改革プラン関係

資料1（第五期行政改革プランの実施項目（案））

資料2（実施項目（案）に関する現状について）

発言者	内 容
【開会】 事務局	第3回行財政運営審議会を開かせていただきたいと思います。 冒頭に本日の議題を第5期のプランの計画についてとおりましたが、急遽、以前に審議会から答申をいただきました保育園の統合整備方針について、町長から御説明をさせていただき時間をいただきたく、議事に追加させていただきました。急で申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。
【日程1あいさつ】 会長	今日は、当初の予定に加えて、この前の審議会でご答申いたしました保育園の設置について、訂正があり、町長からご説明をいただくとのことですのでよろしくお願いいたしますと思います。
事務局	それでは、町長から説明をお願いします。
町長	本日は審議会を開いていただき、ありがとうございます。 まず保育園の答申を令和3年10月に頂き、時間が経過する中で、場所の選定等について、先週の水曜日（令和5年7月26日）に議会の全員協議会を開いていただきまして、町の方針として（新しい保育園を）寺内地内に設置するということ、設置に当たっては、町が（保育園の建物を）建設することを説明しました。 このようななか、これまで議会に話していた経過や行財政運営審議会にお話しした経過と異なるところがありますので、改めて行財政運営審議会の皆様にも説明をして、今後の方策について御相談したいと思った次第でございます。 まず、経過として変わってきた点が2点ございます。 1点は、補助金の額についてです。 補助金の想定額が（前回）御審議いただいた時点で（民間事業者が）7億円の保育園を建てるに当たって、約4億5000万の国からの補助金が（民間事業者に交付されると）期待できるとお話をしましたが、この額が約1億8000万と半額以下であることがわかりました。 残りの部分について民間（事業者）が借金をし、その（償還金の）全額を町のほうが責任を持って支援する条件で試算をし、（民間事業者の）長期的な負担はないところ、補助金の額が違ったことの訂正です。 もう1点は、「民設」の考え方です。

	町が（施設を）建て、それを民間事業者に貸して「民設」というやり方が出来ないかという点について、町が建てた場合には公設（町立）保育園になってしまうということを、皆さんにお話ししたと思います。 公設（町立）になれば、国からの運営費2分の1補助及び県からの4分の1補助がもらえないので、ランニングコストが今変わらない状態となるため、これでは行政改革の（財政的な）メリットはないとお話させていただいたと思います。 町が（建物を）建てた場合は、公設（公立保育園）といった方法しかないのかということを、国、県に相談しておりましたところ、（児童福祉法の規定に基づき町が建設した建物を）無償で貸与する場合は、民設（私立保育園）となるとの見解をいただいたため、今回の提案は、施設を公（町）が建設し、（民間事業者）に無償で貸与して、民設民営（私立）保育園として運営する方法を議会に提案させていただきます。 議会としては、行財政運営審議会にお諮りした前提条件が違うのではないかとことを指摘されており、頂きました（令和3年10月）の答申の前提条件が変わってきましたので、改めて町長としてお詫びを申し上げ、今回説明の機会をいただいた次第です。 改めて保育園について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。 それでは、事務局から詳細の説明をいたします。
事務局	保育園関係の資料1～資料5について説明
会長	委員の皆様でご質問がありましたらお願いします。
A 委員	前回の審議会での答申というのは総合的に考えるとおり民設民営を目指すのが適当であると示されていますが、この答申の内容に決定的に抵触するような何かがありますか。 民間が建設するということが、町が建設して（民間事業者）に無償貸与するというに全く変わっていますよね。 前の審議を、我々のメンバーでそれを覆すのか。多分そういう趣旨だと思うのですが、今回の提案も民設民営受け取ってくれということと思うが、それは少し無理があるのではないかと思います。前回からの委員にもお聞きしたいが、諮問の前提が違うのだから答申も間違った内容でされたのだから諮問答申というキャッチボールがなかった。 そんななかで今回新たな提案があつて、改めて諮問・答申するかといえ、もうここまで（保育園の計画等）が進んでところで、今の委員がそんなこと出来ません。 議会で議論していただければよいと思うし、我々にスキルもないので、今いきなり資料を配布されて何を検討するのかといわれても、前の検討状況もわからないのですが、その辺を対応考えて、会長はどう思われますか。
会長	前回、答申をしたときに、民間に設置をしていただくのが適当であるという結論を得た大きな理由は、町の実質負担が少ないほうが良いのではないかとことであつたと思います。 実質負担が少なければ、余った分は他の事業にも振り分けられるし、南部町全体の利益になりますねとのことでした。 民間に設置してもらえば、建設費が安くなって、町の実質負担が下がるという話でしたので、民間設置してもらいましょうという結論を得たわけでした、今回、説明があつたように、町が建てて、貸付けて、民間が運営するほうが実質の町の負担は減りますということであれば、当初我々が考えていた町の実質負担が少ないほうが良いという主旨とは合致するので、話がひっくり返るといふ方には私は考えておりません。 ただ、公（町）が保育園を建設して、民間事業者に貸し出して、民間事業者が運営した場合であっても民設民営であるということ、民設民営とした場

	合の国等の交付金等に間違いがないということを確認していただきたいと思います。 町の実質負担が少なということであれば、町長から説明があった方法で異議はありません。 議論をした結果をふまえても、議論の主旨とはそんなに乖離するものではないと考えます。
A 委員	そのようなお考えであればそれはよいと思いますが、今回は、無償貸与ということですね。 「伯耆の国」という法人が（運営者としての）前提として、町が建設して、伯耆の国に無償貸与するという案ですね。
町長	そのとおりです。
A 委員	一般的な「民設民営」ではないと思うので、新たな定義として、町が建てて、伯耆の国が無償貸与を受けて（保育園を運営）する方法がベターであるという筋立てをしていただくのがよいのではないかと思います。 前に戻していくと根本がおかしくなっていくと考える。
会長	私も根本からやり直すこともないとはないと考えます。
B 委員	先ほどの説明の財政負担の再整理で、民間事業者が、町が建設する施設を借受けて運営する場合、今回はそれ（を採用したいと）ということですけど伯耆の国に無償貸与とありますが、賃借ではなくて、無償で貸しますよという理解でよいでしょうか。
事務局	無償での貸与、いわゆる使用貸借を想定しています。
町長	もう一つの方法として、建物の譲渡という考え方もあります しかしながら、それは出来ない。あくまでも貸与ということで、そこにお金（賃料）は発生しない。詳しくは副町長から説明いたします。
副町長	公設公営を民設民営に切り替えるということでしたが、その後整理をしましたところ、公立なのか私立なのかによって、補助金の有無の区分けになってくることが判明しました 「公設民営」ということと言えば指定管理もその考え方のひとつであり、民営化されていると言われるのですが、これ（指定管理）は公立保育園であります。 今回新しく設置する保育園は、（町が建設した）建物を（民間事業者に）貸して、私立の保育園として運営してもらうことを想定しており、運営費に対して国から補助金が交付されますが、指定管理の場合だと、公立保育園となり、国から補助金ではなく、地方交付税として交付されることとなり、そこが大きな違いになってきます。 建物自体も、町が建てるのですが、保育園の施設として建設し、貸与することで私立保育園として運営するのであれば、それは（運営費に対する補助金の）対象になるとのことでした。 ただし、建物を町が建設する場合は、建設費に対する補助金は対象とならないとのことでした。 公立私立との区分けで考えると、私立の場合だと、（民間事業者が施設を）自ら建設しても、他者から借り受けても、それは私立保育園であるということになります。 また、公私連携協定というのは、法律で私立保育園（を運営する民間事業者）と自治体が協定書を結んで保育園を運営する場合には、建物を無償で貸したり、それから無償で譲渡したりすることができます。 この審議会の中でも、私立保育園となったら、保育が非常に偏ったものになるのではないかと、といった不安のご意見がありましたが、公私連携協定を締結することにより、保育に対する行政の責任をより具体的に踏み込んで運営の方法や内容についても深く関与することとなります。 また、私立だと、途中で撤退とか経営が悪化すれば運営をやめてしまうの

	ではないかといった不安がありましたけれども、建物や土地を無償又は安価で貸与又は譲渡することによって安定的な経営ができるといったことから、公私連携という、町と民間事業者が協定を結んで運営する仕組みを入れようというものです。 このことから「公設公営、民設民営」から「公立なのか私立なのか」に分けたほうが理解しやすいのではないかと思います。
	～町長、退席～
C 委員	公設民営のかたちで、指定管理じゃなくて、私立保育園で運営すると聞くとすごく理解が進みますが、公設民営っていうのは指定管理になるのでしょうか。
副町長	現在、町が考えている町が建物を建ててそれを（民間事業者に）貸して、私立（保育園）にすることなのですが、公立、私立と考えて、民営化は私立保育園として運営することと考えています。
C 委員	建物を建設するのが「公」なので、これが民設と聞いてもなかなか（しっくりこない）
会長	民設民営の新しい考え方は、我々も今まで知らなかったもので、そうなんですかというのが正直な感想です。 皆さんもご存じなかったですね。
C 委員	私立保育園になるというのはわかりますが、民設民営という言葉としては・・・（しっくりこない感じがする。）
事務局	「設」という言葉ですが、これが建設の「設」と設置の「設」が混同しまっているのではないかと理解しています。 公が建設したものが公設ではなくて、公設とは保育園を設置するための条例を議会に提案し、議会の議決により公立保育園として設置する意味の「設」と、建物を建設する「設」が混同したのではないかと思います。 逆のパターンも考えられ、民間が建てた建物を公共のものとして使うという、民間資本によって施設を建ててそれを公のサービスとして使う方式も生まれてきています。 そのため、誰が建てたかではなくて、誰が設置者か、誰が（運営）責任者となるのかということで公設（公立）なのか民設（私立）なのかと整理しました。 今回は公が建てますが、建てた建物を先ほど副町長が申しました公私連携協定という児童福祉法の規定を用いて、民間事業者と町とが協定を結んで、建物、設備は町がその事業者は無償貸与します。 それは、条例上の保育園とは規定しませんので、あくまで（施設等の貸与を受けた）民間事業者が運用される私立保育園だという理解をしています。
D 委員	今の保育園は、公設公営と公設民営がふたつある状態ですね。 その２園のさくら（保育園）とつくし（保育園）が「民営」に移るとき、私も子どもを通園させていた保護者でしたが、民営化される方はすごい不安があります。 保育の質が変わるのではないかといろいろなものが変わるのではないかとか、保育料が違ってくるのではないかとか、不安がすごくあると思います。 今度は、これまで南部町立つくし保育園、南部町立さくら保育園だったものが、新しい建物ができて私立保育園になりますといわれると、引き続き通わせたいと思うが、中身はどうなるんだとか、例えば手続を新たにしなければならぬとか、煩雑になるのか（といった疑問等も出てくる） 以前（指定管理に移行したとき）の議論でもあったので、先ほど、副町長が言われたとおり、町と連携をとって、保育の質は変わらないようになっていくということは、私たちは分かっているのですが、保護者の理解が追いついていかないのではないかと思いますので、何らかの形で丁寧な説明の機会があ

	ったほうが分かりやすいのかなと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。
会長	それについては、前回の答申にそのあたりを盛り込んでおり、(利用者、保護者が不安に感じないよう説明等を)きちんとやってくださいと伝えており、町長はわかりましたと言われておりますので、そこを信用して民設民営でいきたいと思います。結論を出したと思います。
副町長	公立から私立に変わるっていうことに対しては、やはり丁寧な説明が必要だと思ひますし、審議会のときにも保育の質がどうなのかとの問いに、保育園の認可ルールがあり、町のコントロールがなくなるわけではなくて、入所の認定等は町が行いますし、公私連携型保育園となっても認可保育園として私立保育園でも認可をする。その手続きが(通常とことなり県への)届出で済むといった形式はありますが、町が関与することには変わらないので、そのことは説明していかなければならないと思っています。 ただ、今通園している園児について、(公立から私立に)変わるときに何か保護者さん手続が必要になるかことについては、公立から途中で私立になりますので必要な手続が出てくるかもしれませんので、実務に合わせていく必要があると思ひます。
A 委員	先ほどの件は、民間が建設して民間が運営するよりは、町が建てて無償で貸与するのだから、そこに契約事項があると思う。その中で保育の質の維持)を担保することができるので、完全に民設民営にというイメージが、公設民営に近いと思うので、そういう意味ではいいのではないかなと思う。
会長	認可保育園という位置づけができるので、突拍子もないことは出来ないという縛りがあるというのは、前回の審議で議論して皆さんに理解いただいたと思ひます。 利用者は不安かもしれませんが説明を尽くせば、解決できると思ひます。
副町長	現在、保育所を想定しております。保育所のほかにすみれこども園が認定こども園としてあります。 つくしとさくらは保育所であり、新たに作った時にこども園とするか保育所とするかは、正式には決定していません。 (こども園と保育所は)どこが違うかといいますと、幼稚園に行かせる人と保育所に行かせる人が、両方どっちでも入れますよっていうのが認定こども園で、保育所は、保育が必要な人しか入れませんので、保育がなくなったらどこかに変わらなければいけないということがあります。認定こども園は保育でも、幼稚園でもどっちでも行けるようになります。 私立の場合で保育所の場合は、町が保護者からお金(保育料)をいただき、(運営費に対する)国からの補助金も町が受け、それを民間事業者に委託料という形でお金を支払うことになります。 こども園の場合は、保護者からの利用料は、民間事業者が直接もらうということになります。国からの補助金は町を通じて民間事業者に給付費として給付されます。 保護者に直接の影響としては、町が保育料を集めるのか、民間事業者が直接集めるのかということが違ってくことがあげられます。 国からの補助金について、こども園とするときにはプラス項目が多くなるため、その条件に当てはまるとトータルとしてはこども園の方が国からの補助金が多くなるといった違いがあります。
会長	そのあたりについては、今後検討いただければと思ひます。
C 委員	資料4の訂正版に「新設する施設に幼稚園機能がある場合、当該機能部分が補助対象外となるか要確認」とありますが、これがこども園ということですか。
事務局	この資料は保育園として試算していますので、もし、こども園とする場合には確認が必要となるという注釈です。

副町長	行財政審議会での諮問は、まずは統合するということ子ども子育て会議で議論いただき、民間でやっていくのか公立でこのままやっていくのかどちらがよいかというところで、そのメリット・デメリットを話していただく中で金額の話がでてくるのですが、細かくいろんなことが決まっていらないが、今後、具体的なことが決まってくるにつれて試算も変わってきます。 事前に皆さんのほうにも御理解いただきたいのは、これからこども園にするのか保育所にするのか、実際にどれぐらいの規模の建物にするのかによってお金が変わってきます。 そのときに話が違ったということではなく、考え方として、町の財政にどれぐらいの影響を与えるのか、保育についてどのような違いがあるのかというところを前提として持っていただきたいと思います。 今回のように補助金の上限があったのを見直すということは、お叱りを受ける事項ですが、例えば金利の計算によっても（試算額が）違うとうことは今後出てくることは御理解いただきたいと思います。
会長	いろいろご意見があると思いますが、この件について審議会としてはどのような判断をするのですか。
事務局	本日の審議会の議題として当初の提案に対して修正部分があったが、（前回の答申の）主旨が変わってないのであれば、審議会としては（町の提案で）進めていいのではないかとこの決議をいただくか、やはりそれは委員の意見にもあったように改めて町が諮問をし、答申をいただくかについて、委員の皆さんの意見に従うということで町長は申しておりますので、審議会に判断を委ねたいと思っております。
会長	私としては、委員の質問に対する答えでも申しましたが、今までの概念になかった考え方に基づいて私立という形が出てきたわけですから、それはそれでいいのではないかと思います。 繰り返しになりますけど、当初民設がいいのではないかとというのは、町の実質負担額のことを考えてのことでしたので、金額的に判断の主旨が逸脱しないのであれば、それで進めていただいていいのではないかと私は思っていますが、委員の皆さんはいかがでしょう。
E 委員	今のお話と同じで（私は）ゼロベースで議論する必要はないと思います。 修正された意見で進めていただければいいと、皆さんのお話を聞いておもいました。 ただ、ひとつだけ気になっているのは、今回補助金に上限がありますという話がなぜ発覚して、そしてなんでミスが生じたのかをお聞きしたいです。 要は担当者が1人で資料等を作成し、上司の承認とかダブルチェックなしで資料が出来て、結果的に大きな補助金修正が生まれたとなるのが1番嫌だなと思います。
副町長	個人任せの結果、そうになってしまいました。 資料自体はチェックしてきました。それから補助金の上限については要綱に定めがありますが、要綱が結構複雑で分かりにくいということから見落としてしまっていました。
E 委員	人が変わらなければ、このまま間違った数字で動いていた可能性もありますか。
副町長	もしかすると実際に補助申請の段階になって気がつくといった危険性があります。
A 委員	町議会で何回か審議しているので、その時間が非常にもったいないと思います。根本的に違う話だからまた同じ話を再度しなければならないことになりますよね。そうすると何か、責任の所在の明確にすべきだと思います。
E 委員	これ自体は修正案で進めてもらっていいともいますが、皆さんが議論されていた3の②（公が保育所を建設し、民間が当該保育所を借り受けて運営す

	る場合)が本当にそう(私立)なのかということが心配です。 一番嫌なのは、担当者だけの責任することで、今回ミスをした方がいらっしやるかわかりませんが、その方個人がミスをしたことに責任を感じすぎないようにしていただきたい。ミスを見抜けなかった組織が悪いと思います。 そのようなことから、3の②も含めて組織として大丈夫だという形で説明をいただければと思います
副町長	仕組みの根本的な部分に誤りがないよう、確認をしながら進めていきたいと考えます
会長	最後に一言申し上げようかと思っていましたが、町の行革推進体制として現在は担当者がひとりですでされているが、複数の目があればもしかしたらミスに気付いたのではないかと思います。 体制を見直していただき、(行革の担当者が)2名はいたほうがいいのではないかと思います。 このまま進めていただいていいともいますが、いかがでしょうか。
A 委員	このままの進め方ではだめだと思います。それでは議会での説明ができないと思います。町議会でも議論をされると思いますが、もともと行政運営審議会の答申に基づいてというのが第一の進め方だったので、その大前提を覆す話であるので、(今回の提案の)スタートは切り離して考えないと変なところから話が始まってしまうのではないかと思います。どう思われますか。 新しい(審議会の)メンバーに、民設民営の定義を変えて了解を得ました。だから、前の答申は生きているので、従来通り進めますということで議論できますか。
副町長	それが今ここで皆さんと相談したいことですが、条件が変わって新たなところでいくのか、それとも、今回の新しいメンバーとしては、前回の答申との比較をしていただき、もう一度(諮問・答申を)やると必要があるのかどうなのかというところを議論していただきたいと思います。 審議会の委員の皆さんに押しつけるわけではありませんが、いただいた答申を尊重して、町長として判断してきたと言っておりますので、そこで、これはもう新たに答申をし直してやらないといけないっていうことであれば、それに従いたいと思います。 審議会の議論なしに、(行政が計画を)やっていきますという考えはありません。
会長	そもそも町長が審議会に話した方がいいのではないかとこの発端は何であったのですか。
副町長	これ(修正等)が分かり、前提条件が変わったため審議した内容が変わってくるということで審議会には話をしないといけない町長は言っていました。 それと、(保育園の)場所の話が議会のほうで出ている中で、もう一つの在り方検討会というところで結論を3月にもらいながら、今まで場所を決めていなかったのを、これを早く議会のほうに示さなければいけないという二つが、今回の(全員協議会の)テーマでした。 議会のほうからお叱りを受けたのは、審議会に先に説明するべきではないかというところで、丁寧に説明をしてくださいということが先日の全協で言われたことです。 本当に急でしたが、今日の会議の議題に入れさせていただいたのは、そのような理由からですので、議会に言われたから行財政審議会に相談をするということではなく、もともと相談しなければいけないと思っており今回のタイミングとなりました。そのようななかで、審議会の皆さんのほうで、やっぱりちゃんとこれを受け止められるのかどうかといったことについて、方向性を判断いただきたいと思います。

C 委員	先ほど会長も言われましたが、財政的に町の負担が軽くなるが趣旨で答申をしたわけですので、そこが変わらなければ、良いと思います。
B 委員	私も今の意見に賛成の立場です。答申の中に町の財政負担の軽減が第1に考えられていたということであれば、今回補助金を精査した結果、これが、一番負担が軽いということであれば、このままでいいのではないかと思います。
A 委員	町が建物を建設してそれを無償貸与するという意識はなかったもので、結論はそれでいいと思いますが、その結論を導き出すためには、諮問と答申を破棄して、新たに諮問をして答申をするほうがいいと思います。 その方が今後議会に説明するにも、しやすいのではないのでしょうか。 我々が説明を受けて、(以前の答申を)読み替えてOKしましたということでは、何を審議したのかと問われるのではないのでしょうか。
会長	その審議の内容が、町の財政負担という視点で審議をしたので、誰が設置するのが有利なのかを考慮していなかったんです。 なぜかといえば、保育の内容とか職員体制とか、利用者負担の問題については、既存の保育園とそう変わらないということが(以前の審議で)明らかになったので、どのような形で設置・運営するにしても従来型の保育園とはそんなに大きく変わることはないとの理解でした。あとは実質的な財政負担の話になりましたので、保育の内容が担保されるのであれば良いというのが答申を得た背景です。 誰が設置して誰が運営するかということは議論の主ではなかったと理解しています。
A 委員	全く違った話がでてきたから、もう一度どうでしょうかということで町から諮問をしていただき、今皆さんがいわれた意見を答申としたらどうかという意見です。
会長	各委員から出していただいた意見を基に決議として町の提案に異議がなかったとするのか、改めて町から諮問をしていただき、町の提案は良いと答申するのかなのいずれとするかということですよね。 明確にするには、諮問をいただき、答申として町長にお返しするのがよいでしょうね。 修正の部分に対する答申でよいと思います。
副町長	事務局側からの提案として、前回の答申がなかったとすることはできないので、それを受けて今日のような議論をいただきたいと思います。 そのため、再度お集まりいただき、集中審議をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。
事務局	今日頂いた議論を次回答申にまとめることで時間をいただきたいと思います。
副町長	今日は状況を説明し、今後どのような対応をすべきかを協議させていただきました。
事務局	審議会としては、諮問・答申という形をとることで結論をいただきました。 諮問・答申のスケジュールは調整しますが、その諮問の在り方も、全体についてもう一度最初に立ち返って諮問をし、答申をいただくやり方なのか、前回の答申を踏まえた上で、違った部分について、こういう考え方だけでも、そのことについて、優位性とか、そういった部分を前回の答申を踏まえて、もう一度答申をいただくやり方なのかという整理だと思います。 事務局としては、皆さんの意見をふまえると後者であるのではないかと考えますし、前回の答申を踏まえて今回の修正部分を加味していただくと皆さんの今日の議論からは私立保育園という形でいいのではないかとということをおっしゃっていただいたので、そのような形の答申となるのではないかと考えたところです。

会長	前回の答申の３番の部分というのは、２、基本的な残念な錯誤があったのでちょっと訂正した上で諮問するので、どうですかという形で投げかけてもらって、今日の議論を踏まえれば前回の答申の趣旨に大きく反するものではないのではないかと結論を得ましたという答申となったと説明いただければと思います。 諮問のスケジュールについては事務局で調整をお願いします。 次回、このことで議論をいただき、正式に答申をすることでよいでしょうか。
	～委員からの異議なし～
副町長	改めて諮問をさせていただき、再度お集まりいただき、再整理をして次回の審議会で答申をいただくということです。 その答申の方向性としては、お話をいただいた事務局として原案を用意し、これに対して議論をいただきたいと思います。
	～休憩～
事務局	第五期行政改革プランの実施項目、現状について説明
A委員	庁内の行革本部での協議をされた結果の資料ですか。
事務局	町長、副町長、総務課長とこのように進めたいということは協議しています。
A委員	今回の提案については、トップである町長の意志が見えないと感じます。 行財政改革とはトップダウンでやるのが大きいのではないかと。 町の行財政をどのように運営していくのかは基本中の基本と思うので、そのような項目がないといけないのではないかと。 職員に聞けば、職員はできることを掲げられるのではないかと。 町長の施政方針にも行財政改革が入っていると思う。
会長	それについては考え方が２つあると思っていまして、トップダウンという方法も確かにありますが、私も経験がありますが、（職員が）やらされる感を持ってしまうことになりかねないです。提示された内容はトップ考えが見えないにではないかということも確かにありますが、こちらはできるのではないかと思います。 そこは難しいところですね。
A委員	しかし、住民の皆さんにわかってもらって町がこのように（行革に）取り組んでいる話をするのには、トップの意志がないと進まないと思う。 例えば職員を減らしますということは、職員からは出てきにくいですね。 それは行財政の観点からトップが目標として考えるべきではないかと思う。 トップの方向性が必要ではないかと思う。 これについても、管理指標をきちんと考えておかないといけないと思う。
副町長	行財政改革についてトップの思うところについてですが、業務改革としてDXを推進しましょうということがありますが。これは役場の中のDXと町全体としてのDXをやろうということがあります。共通してるのは、これからなかなか職員も増やせない一方で、地域で解決出来ていたことが出来ないことが出てきているが、それを行政が全部できるかといわれてもそれだけの職員を雇用することはできないというなかで、今の仕事を見直し、無駄なやり方はやめましょうという前提のもとで、地域に出かけている職員にしましょうというのが町長の方針です。 そのためのデジタル化であると思っています。そのために何があって、何をやっていかなければいけないかということ、行革プランに落とし込んでいこうというところです。

	ですので、到達目標としては、たとえば職員が月の何割かは現場に出て生といった数値目標や、地域との関わりをどのようにもったのかが見えるような格好を目標としてやっていくということです。
事務局	前段としての大きな目的、目標が必要とのことですね。
副町長	デジタル推進課が出来て、デジタル推進課は何をやるのか議会でも聞かれます。 担当課のほうでは、いろいろなことをやっていますが、何のためにやっているかということがぶれてしまいます。 そのためには「こういった目標のために業務を行っている」という方向性を常に意識し、確認していかないといけないと思います。 ドローンを飛ばすことが仕事なのだろうかとかですね、それから自動運転自動車を走らせることを目標にすべきという議論になってしまいますが、それは違いますよ。 わざわざ役場に来なくてもできることをどんどん増やしていきましょう、職員も手計算をしていたものをD Xで効率化し、現場に出て、協議会や町民の方と話をしたり、一緒に考えたりすることができるようになるために、仕事をするのがデジタル推進課であると思います。
F 委員	ペーパーレス化は大事だと思いますが、誰も一緒にするルールとか、共通認識がないと進まないで、その音頭をとるところとか、やり方を議論して、みんなでやっていこうといった考え方を詰めてもらったほうが進めやすいと思います。 いろいろとサービスの向上を上げてもらっていますが、広報ではお知らせされていると思いますが、実際にその場ならないとピンとこないこともあって、町が何をやっていて、町民に対して（申請などの）方法がすぐわかるチラシなどを工夫していただく必要があると思います。 それから公共施設についてですが、施設を見ると途中での補修というのがほとんどなく、施設を長持ちさせるという意味では、例えば途中で塗装を1回される方がいいと思いますが、本当に壊れてから直すことが多いと感じるので、もうある程度の年数が経過したら補修をしましょうといった取組をすべきだと思います。 これまでは、お金がないから先延ばし、結局補修しないというのが続いていますので、大事な施設を長持ちさせるという視点を持ってもらいたいと思います。
副町長	D Xについてもペーパーレスについても、やりますといった案内だけでは（町民は）分からないと思います。 「テノヒラ役場」もできましたが、私も実際の使い方は聞きながらでないと分かりません。 そういったことについて、（職員が外に）出て行って、ペーパーレス化をどうしたらいいのかっていうことを協議会や集落と一緒に話をしながら、実際に説明する人は地元の御近所の班の中でやっていこうとか、地域のいきいきサロンでそれをテーマにやってみようというそういったのをするような仕組みに変えていかないといけないと思います。 デマンドバスの乗車方法についても、2人でも3人でもいいので、デジタルのスマホ教室として実際にやってみて、やった方の口コミで広げていただくとかの手法を考えていかないと、「テノヒラ役場」のことを多くの人に知らせることは難しいと思います。 職員が出かけていき、実際に使っていただくことをやっていけるような体制にしていけないと思っています。
事務局	施設については、壊れたから直すという方がほとんどだと思います。 長寿命化は、今補修をしておけば、将来的な負担は少なくなるという概念であり、これは国が言ってる長寿命化の部分ではそういうふうにしていき

	なさいということがあるんですが、なかなか職員にもどの程度浸透してるのかわからない部分があります。施設が壊れてから補修すればよい考え方から、壊れる前に補修をしていくなり、ケアをしていくっていう考え方が必要なんですが、施設管理をしている職員の多くは事務職であるため、（建築技師のように補修をどのようにするのか）そのあたりの目線が持てるのかなという思いはあります。 施設のチェックは、町内の工務店さんだとか、そういうところに定期的に見てもらおうというふうなやり方がると思いますが、事務職の職員では、やはり壊れてから修理対応ということになっていきますので、今後検討していく必要があると思います。 大きな市では、営繕課、管財課に建築技師が配置されていて、管理できるのかもしれませんが、我々のような小規模な体制でできることをちょっと考えないといけないと思います。 もしかするとそこには何らかのお金が必要になってくるかもしれないんですがそこはこの計画も含めた中で考えていかないといけないと思います
会長	この計画案には長寿命化の観点はないですね。
事務局	個別施設計画にその観点があります。
副町長	どちらかという個別施設計画では古くなってる、利用が少ない、似たようなものといった施設は、建て替え、統合、用途変更といった大きな方向性を個別施設計画で計画し、個々の施設についての具体的な方向性については、まだ着手していません。 例えば農村公園は、出来た経緯があるので、本当にこれをどうしていくのかっていうのは、地域の方と話をしないと、そこのところは手をつけようっていうところで、具体的な宿題として行革の項目に出てきています。
会長	この資料の過不足について議論をしますか。
事務局	今日は、行革担当の素案としてお示ししましたので、皆さんからの意見を参考に再度整理をしていきたいと思います。
A 委員	行政文書（のペーパーレス化）について、3年前くらいから実証実験としてやられていますが、これからどうされるかがよくわかりません。 どうしてこれをしようとされたのかといたら、区長さんや班長さんが文書の配布が大変だからということでペーパーレス化する 実際にペーパーレス化すると780万円くらいの経費が浮くんですね。 配布が大変だからといってペーパーレス化するのであれば、郵送でもよいと思います。 タブレットでみれば十分にみられるので、そのような方策をとっていただければと思うのですが、なぜされないのか。 それをやるとハレーションが大きいからやらないのか。 県公報は、町が委託を受けて配布されますよね。 財政改革をするのであれば、デジタル化で経費を削減していくこともあると思うが、デジタル推進課がなぜされないのか、行政文書の電子配信をなぜ町内進めないのか。
会長	東西町のLINE配信はどのような仕組みですか。
事務局	公式LINEに登録いただければ、配信されます。
B 委員	先日、組織の代表の委員として協議会に出席しましたが、平成21年度に国の補助事業の受皿として協議会を発足したと思います。 当時は、要望があって結構大きな補助金が入っていましたが、住民の要望がなくなってきたのか、今年度の事業費は少なくなっていました。 各種の事業について、今1度担当者の方に見直していただき、南部町では使えるなっていうことであれば、大きく地域にPRしていただき、こういっ

	た事業が活用出来ますといった情報提供ができるようにしていただきたいと思います。
会長	A I の活用を考えないと今後の行財政改革には避けてとおれないと思います。 しかしながら、私も実態がよくわからないのが現状です。 今の計画にはその視点がないように感じます。 例えば、上司のあいさつ文を作成するにあたっては労力を要しますが、このようなことに使えるのではないかと思いますので、検討が必要と思います。
副町長	A I の活用については国から指針が来ました。個人情報を入れないとか作成したものは鵜呑みにしてはいけないとかあります。 このなかで、自治体でガイドラインを作りなさいとの指示がありますので、検討が必要です。 また、A I にはいくつか種類があるそうで、窓口 A I チャットなどを米子市でも導入したそうですが、今一つ使いにくいと聞いています。 しかし、これを使わない手はないと思っています。
事務局	行政文書の配布については、タブレットの配布やケーブルテレビの光ケーブルを活用する案も考えられますが、いろいろ課題があると思っています。
副町長	委員のいわれるのは、実証実験をした結果をうけて継続するの、やめるのかをいった方針をはっきりさせなさいということですね。
会長	町行政としては効率のみではいけないと思います。民間ができない事業を行政が行っている面があるので、効率が悪くても継続すべきこともあると思うのですが、行政文書の配布はその部類になるのではないかと思います。
副町長	今実施していることや検討していることを町民にわかりやすく伝えるということがあまり上手ではないと思っています。 町民に町がなにを考え、何をしているのかを伝えることをもっと上手になる必要があると思っています。
会長	そのほかにございますか。
事務局	次回の審議会を8月20日前後でお願いしたいと思います。そのときに答申案の審議をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
【日程5】 閉会 会長	本日の会を閉じます。お疲れ様でした。